

1 千葉市市制100周年記念 認証事業の概要

【概要】

認証事業に認定されると次のようなことができます。

■皆様の活動を100周年で演出

- ①市制100周年記念事業「ロゴマーク」及び「キャッチフレーズ」の商品等への使用



千葉市制100周年

- ③イベント等の名前に「千葉市市制100周年」の冠付け

- ④市制100周年記念「リーフレット」の支給・配布



【費用】

無料

- ②市制100周年記念事業の「のぼり旗」「パネル」の借受・掲出



■皆様の活動をみんなに発信

- ⑤市制100周年記念特設「HP」、SNS (Twitter、Facebook、Instagram) での発信
⑥市制100周年記念事業推進プランへの掲載

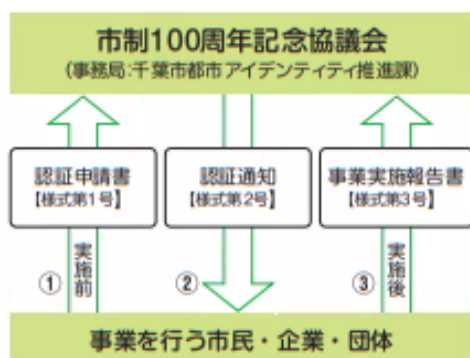
【認証条件】

千葉市市制100周年の趣旨に沿うものであれば、新たな取り組みでなく、皆様が日ごろ行っている事業や取り組みについても、幅広く記念事業に位置付けることが可能です。

※認証事業の詳細はHPでご確認ください。

【認証方法】

■申請手順



■提出方法

電子メール、郵送、持参、FAX

■申請書類の提出先

千葉市市制100周年記念協議会事務局
(千葉市総合政策局総合政策部)

都市アイデンティティ推進課)

・電子メールアドレス:

Chiba100th@city.chiba.lg.jp

・住所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所本庁舎5階

・FAX 043-245-5476

※詳しくは市制100周年記念特設HPをご覧ください。



2 認証事業の具体例

- (1) 町内会のお祭りや大学の学園祭などイベントで、のぼり旗を掲出し、リーフレットを配付
- (2) 地産地消フェアなどで、市制100周年の冠をつけ、広告にロゴを掲出し、販売場所にのぼり旗やパネルを掲出
- (3) 企業や団体の発出する刊行物や文書にロゴマークを印刷
- (4) ウェビナー（オンラインセミナー）やオンライン会議で、画面上にロゴマークやキャッチフレーズを掲出
- (5) 飲食店や宿泊施設で、市制100周年記念メニューの販売や、施設内にミニのぼりを設置
- (6) 工事現場の看板や仮囲いへのロゴマークやキャッチフレーズの掲出



3 ちば・まち博への参加

令和3年7月～12月の間に実施される記念事業（基幹事業及び認証事業）の内、市制100周年ののぼり旗やポスターを掲示したり、リーフレット等にロゴを使用する催事は、「ちば・まち博」の参加事業とみなし、特設サイト「ちば・まち博」やリーフレット（一部事業）に掲載します。